

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他、会長が認める者

(報酬)

第3条 理事の報酬は、これを支弁しない。

- 2 監事の報酬は、別表に定める年度総額の範囲で同表に基づき支給する。
- 3 前項に定める報酬については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償額)

第4条 役員等が会長又は会議の主宰者の招集により、理事会、評議員会、会議に出席、又はその他の勤務を行う(以下「会議等」という。)ため旅行した場合に、費用弁償を支給する。

- 2 費用弁償の額は、1回2,000円とする。ただし、会議等が、同日、同一の場所において2回以上行われた場合は、いずれか1回の会議等についてのみ費用弁償を支給する。
- 3 役員等において、他の常勤の職務と兼務している役員に対しては、費用弁償は支給しない。

(委任)

第5条 この規程の実施上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程を廃止する。

付 則（平成30年3月27日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（別表）

要 件	報酬日額（1人当たり）	年度総額（合計）
決算監査等の専門 実務	50,000 円	500,000 円
定款第22条第2 項に基づく調査	10,000 円	